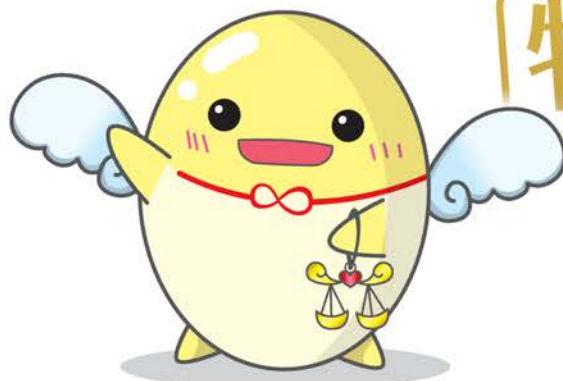




Colorful(カラフル)は、一人ひとりの違った個性(色)が発揮される社会を表しています。

江戸川区 性の平等と多様性を 尊重する社会づくり条例

特集号



人権・男女共同参画推進キャラクター

ハピらん

『誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会』の実現を目指して、江戸川区は条例を制定しました(令和4年4月1日施行)。
今回は、条例の内容について紹介します。



江戸川区 性の平等と多様性を 尊重する社会づくり条例

条例制定の背景

誰もが性別等にかかわらず、その個性と能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現に向け、国や地方自治体は、長年にわたり、取り組みを続けてきました。江戸川区も平成19年に江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、課題解決に取り組んでいます。

しかし、性別・性的指向・性自認を理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害や、「男性は仕事に専念すべき」「女性は家事・育児に専念すべき」というような、「男」「女」の役割分担意識、社会的慣行など、未だ多くの課題が残されています。

そこで、江戸川区では、本区が目指すまちの姿を示した「ともに生きるまちを目指す条例」（令和3年6月江戸川区条例第19号）の理念を踏まえて、取組をより一層進めるため、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」を制定しました。

なお、この条例は、福祉、産業、労働、教育、地域等の様々な分野で活躍する区民会議委員からの意見を取り入れながら、区と区民一丸となって制定しました。

条例の名称について

「男」「女」の役割分担意識に縛られ窮屈だと感じたり、戸籍上の男女に当てはまらないと感じる人がいます。

様々な方がいることを前提に、全ての人を含む表現として、「性の平等」という表現にしました。

「性の平等と多様性を 尊重する社会」とは (条例第2条第1号)

条例が目指す「性の平等と多様性を尊重する社会」とは、具体的には次の様な社会を指します。

全ての人が、性別・性的指向・性自認にとらわれることなく、

◎不当な差別や暴力を受けることのない社会

◎多様な個人として尊重され、排除されることのない社会

◎自らの意思によって、社会のあらゆる分野に参画できる社会

◎その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることができる社会

条例の基本となる考え方

江戸川区は、次の8つを基本理念として、
性の平等と多様性を尊重する社会を推進します(条例第3条)。

①人権侵害の根絶

ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等を理由とした不当な差別などの人権侵害が根絶されること。

②性的指向や性自認に起因する日常生活上の困難等の解消

全ての人の性的指向や性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認を原因とした日常生活上の困難等が解消されること。

③多様な生き方の選択

全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。

④平等な参画機会の確保

全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

⑤性の平等と多様性を尊重する社会を支える教育

学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。

⑥家庭生活と職場、学校、地域活動の調和

全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。

⑦性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の尊重

全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

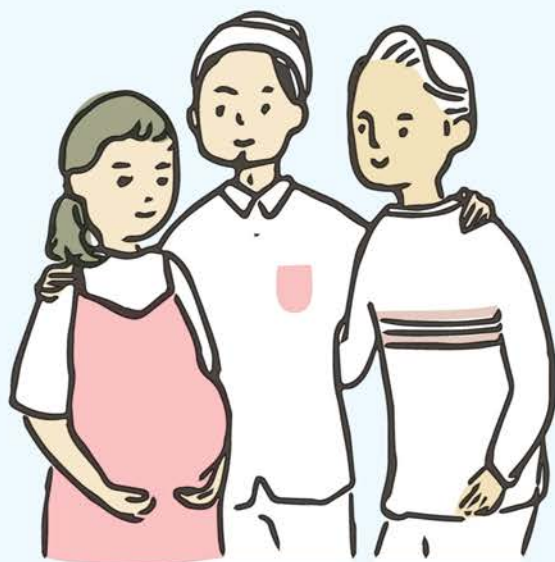
⑧国際社会・国内での取組に対する理解・推進

国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。



江戸川区の役割(条例第4条)

- 基本理念に基づき、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 区民等、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して性の平等と多様性を尊重する社会を推進します。



区民等の役割(条例第5条)

- 性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、その実現に努めます。
 - 性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための区の施策に協力するよう努めます。
- ※「区民等」は、区民の皆さま、区内に通勤・通学する皆さま、区内で活動する皆さまの全てを指します。

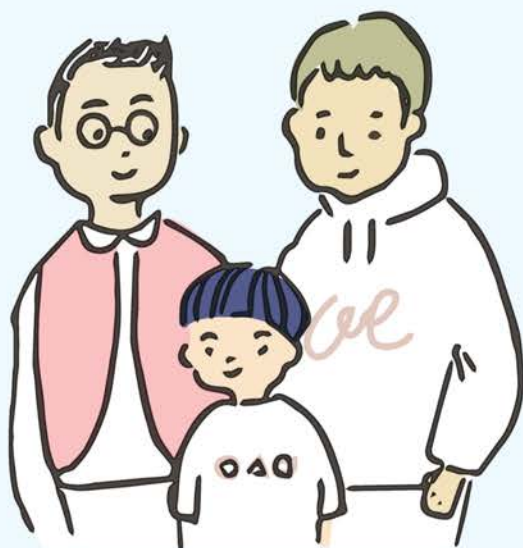
教育関係者の役割(条例第6条)

- 性の平等と多様性を尊重する社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めます。
- 性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための区の施策に協力するよう努めます。



事業者の役割(条例第7条)

- 性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、事業活動を行う際は、その実現に努めます。
- 全ての人が家庭、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。
- 性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための区の施策に協力するよう努めます。



禁止事項等(条例第8条)

- ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等を理由とした不当な差別などの人権侵害を行ってはけません。
- 個人の性的指向や性自認に関して、正当な理由なく、公表を強制したり、公表を禁止したり、本人の意に反して公表することは重大な人権侵害ですので、行ってはけません。
- 情報の発信や転送を行う際は、性別等を理由とした人権侵害に当たる表現を使わないよう十分に配慮しなければなりません。

推進計画(条例第9条)

区は、基本理念を実現するための推進計画を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的に性の平等と多様性を尊重する社会を推進していきます。

推進計画は、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」(条例第15条第1項。以下「推進会議」という。)の意見を聞いて策定し、推進計画を策定または変更したときは、速やかに公表します。

推進計画に基づく区の施策の進捗状況については、推進会議の評価及び意見を付して毎年公表します。

※現在は、「江戸川区男女共同参画推進計画【平成29年度から38年度(令和8年度)】」が推進計画として位置付けられています。

推進計画の内容や策定の経緯は、
区ホームページに掲載しています。



https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/keikaku/danjyo_sankaku/h29-38/index.html

江戸川区 男女 計画 検索

基本的施策

江戸川区は、推進計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を行っています(条例第10条)

1

ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等を理由とした不当な差別その他の性別等を理由とした人権侵害の根絶に向けた施策

(施策例)

DV 被害者や関係者等から相談を受け、関係機関の情報提供や必要に応じて関係機関と連携した支援を行っています。



2

多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策

(施策例)

当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っています。

3

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策

(施策例)

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた講座等を実施しています。

4

政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における性の平等と多様性を尊重する社会を推進するための施策

(施策例)

区職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施しています。

また、各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にしています。



5

学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた施策

(施策例)

各小中学校で、男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びを充実させています。



6

性別等にかかわらず、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策

(施策例)

認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)の新設等により、保育定員の拡大を行い、待機児童ゼロを実現しました。

また、認可保育施設において、開所時間や利用時間を超えての延長保育を実施しています。

7

生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確保に向けた施策

(施策例)

妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導や、身体的・精神的な健康相談を行っています。

また、女性の健康に関する講座を実施しています。

8

国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組についての理解及び推進に向けた施策

(施策例)

江戸川区 SDGs 推進センターを設置し、17の目標の達成に向け、全庁的に取り組んでいます。



苦情申出(条例第16条)

性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する区の施策について、区に対して、苦情を申し出ることができます。



江戸川区 苦情申出のご案内 検索

江戸川区は、性の平等と多様性を尊重する社会の実現を目指して、今後も全庁を挙げて取り組んでいきます。

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり
条例の全文は、区ホームページでご覧いただけます。

江戸川区 性の平等 条例 検索



人権・男女共同参画推進キャラクター「ハピらん」です!

生命の源、卵。みんなが同じ大切な命。

自由にどこへでも飛んで行ける翼



無限大の可能性を表す
「∞」のリボン

博愛と平等の心を表す
ハートのてんびん

ハピらんからのメッセージ

こんにちは!ハピらんです!
みんなが、同じ大切な命。お互いを大事にして
活躍できる世の中になるように、という願いを
持って生まれてきたよ。
みんなもハピらんを応援してね!

江戸川区 総務部 総務課人権啓発係 (人権・男女共同参画推進センター内)

〒132-0011 東京都江戸川区瑞江2-9-15
開庁時間:9時~17時(土日祝・年末年始を除く)
TEL:03-6638-8089 FAX:03-6231-8171

江戸川区男女共同参画 検索